

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公示する。

令和4年3月15日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第409号	株式会社 かなめ商事	東京都中野区 東中野四丁目 27番38号	平野 洋二	株式会社 かなめ商事 君津営業所	君津市南子安 四丁目27番 1号	令和4年2月9日 (令和9年2月8日)